

「麻生区市民提案型協働事業」Q&A

●事業全般

No.	質問	回答
1	地域課題とはどのような意味か？	特にテーマを限定していませんが、地域が抱える課題を解決することによって区民が広く恩恵を受けるような公共性がある課題のことです。従って、提案団体に関係ある人や団体だけが恩恵を受けるものや、グループ内の親睦や互助のために行う事業は対象になりません。
2	この事業の目的は何か？	区民目線で地域の課題を認識いただき、皆さんの創意工夫で協働の事業展開により課題解決に取り組むための事業です。

●審査方法など

No.	質問	回答
1	第1次審査の要件審査とは、誰がどのように判断して決定するのか？	第1次審査は、要件（募集する事業、提案できる団体など）が適正かどうか、の確認をさせていただきます。原則、提出書類上での判断となりますが、場合によっては不明な箇所等について質問させていただくこともあります。
2	第2次審査前の関係課との協議について、何をどのように行うのか？	提案団体、関係課、企画課の3者で、第2次審査に向けた事前協議として、提案内容の確認、実施する場合の区側からの問題点の指摘（事故の危険性、他への影響、既存制度・取組との相反など）、経費の精査を行います。必要に応じて、「企画提案書」「事業見積書」の補正を求める場合があります。
3	公開プレゼンの実施場所とその方法は？	区役所の会議室で、提案資料の補完説明として、パワーポイント等で作成した資料などをプロジェクターを使ってプレゼンしていただきます。説明時間は、最大10分としています。
4	審査委員会は公開ではないのか？	審査委員会は、公開プレゼンの後に実施しますが、非公開といたします。審査事項・協議内容によっては、応募団体の不利益に繋がる発言、書類上の個人情報に関する発言も含まれ、これらを一般すべてに公表するのは妥当ではない、と判断しております。
5	審査結果についての公表はどのような形で行われるのか？	審査結果は、各応募団体に結果通知を送付いたします。公表については、選定された事業名、団体名、概要、選定にあたっての事業評価、負担金額を区HPで公開します。

●提案の可否

No.	質問	回答
1	過去に市または区から委託を受けて実施した事業も提案できるか？	提案は可能です。
2	前年度に実施した事業は、今回の申請について新規のものとは別枠で継続事業として申請できるのか？ あるいは、いったん事業として選定されたら、3年間継続して認められるのか？	継続事業として申請されるものについても、新規の申請と同じ枠内での募集となります。 また、各事業とも、毎年必ず審査を経て選定させていただくことから、一度選定されたら無条件で3年間継続できる、一度選定されたら次年度も選定されやすい、といったことはありません。
3	1度選定された事業で、翌年度落選した場合に、翌々年度に申請できるのか？ その場合の通算の考え方は？	新たな展開があれば、翌々年度の申請も可能です。通算は2年度目として計算されます。
4	「麻生市民交流館やまゆり」の提案事業、市民館の市民自主学級等すでに実施しているものについても提案できるのか。	提案することは可能です。但し、重複して受託することはできません。市民館の市民自主学級で事業展開することが決まった場合は、審査会前にこちらの申請を取り下げていただくことになります。
5	現在、区から委託を受けている事業実施している団体が、この提案事業に応募することは可能か？	既に区から委託を受けている実施内容と全く別内容のものであれば、要件を満たしている限り可能です。
6	現在、団体で取り組んでいる事業も提案できるのか？	地域課題の解決に向けて区と協働で実施する事業であれば提案できます。
7	個人で提案はできないのか？	区役所と協働で取り組むにあたり、事業の規模や実効性を考慮すると執行体制など一定の組織性が必要ですので個人での提案はできません。
8	区外在住者（区外の団体）が申請することは可能か？	区外の団体からの提案も可能です。ただし、区内で活動する運営体制がしっかりしている（離れたところからでもきちんと運営できる）必要があります。連絡体制として区民をスタッフに入れるなどの工夫をお願いします。
9	株式会社が提案することは可能か？	会社からも可能です。但し、営利を目的としない場合に限ります。「川崎市協働型事業のルール」は、市民活動団体との協働を定めたものですが、提案事業に関し会社と協働実施する場合は、このルールを準用します。

10	申請に当たって、小規模の団体が集まって申請することは可能か？その際、集合体を別組織として立ち上げる必要があるか？	複数の団体が協力して事業実施を行う点は問題ありませんが、申請・協定締結上は、1団体に代表になっていただくか、あるいは集合体として別途新組織を立ち上げていただく必要があります。
11	事業の対象地域が麻生区全体でなくとも提案できるか？	区内のある地域限定でも構いませんが、その場合は当然、区全体での実施と比べて審査の評点は低くなります。
12	地域で施設が不足している際、それを提案することはできるのか？	募集案内の「2 募集する事業」の項にも記載させていただいてあるとおり、『施設等の建設や整備を目的としたもの』は事業の対象になりません。別途、市への要望等を提出いただくことになるかと思います。
13	「麻生区の区域内で既に事業実施されているものは提案できない」とあるが、その判断基準は？	例えば、既に区内で実施されている川崎市（または麻生区）の事業とまったく同じ内容・対象・範囲で講演や講座などを開催する、という提案はできません。但し、対象者や活動場所を変え、あるいは新規に開拓し、今までにない効果をもたらす、区民が広く恩恵を受けることのできる公共性のものである、といった場合は申請可能です。

●団体の要件

No.	質問	回答
1	団体として一定の活動期間は必要なのか？	特に申請に必要な活動期間は定めていません。
2	新たに団体を立ち上げて申請することはできるのか？	募集期間内に団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類（規約、会則など）及び役員名簿を提出できれば申請できます。※NPO法人は定款が必須
3	団体の定款・規約などはないのですか？	提出は必須です。作成方法はかわさき市民活動センターのHPで「団体運営知恵袋」を参考してください。

●事業の実施回数(期間)

No.	質問	回答
1	現在、市または区から委託を受けて別の事業として実施しているが、継続期間に通算されるのか？	他の事業から移行してきたものについては、通算されません。但し、事業終了したものについて、再度提案事業に応募された際は、区の地域課題に即したものか、その的確性・妥当性・必要性などが問われます。
2	複数年度に渡り事業を行いたいのですが？	地域社会が抱える課題は多様であり、限られた予算の中で、より多くの手法で課題を取り組んで頂きたいことから、1つの事業は原則として単年度で終了することになります。ただし、継続を希望する場合は、毎年度申請していただき、事業選定されば、通算で3年度まで実施することができます。

●経費

No.	質問	回答
1	団体の構成員の人事費を計上できるのか？	団体の構成員（役員、運営スタッフ）の活動に対する人事費は計上できません。事業実施に外部講師や他団体の協力を得る場合に、謝礼金として計上することは可能です。
2	2万円を超える物品は買えないのか？	1つあたり2万円を超える物品は購入はできません。事業実施に必要な2万円を超える物品はリースなどで対応してください。
3	事業の一部を外部委託できるのか？	提案事業の大部分を外部委託することは認められません。事業の一部で専門技術が必要となる部分、例えばパンフレットや冊子の印刷製本業務などについては、外部委託が可能です。
4	謝礼金額に目安はあるのか？	謝礼については、市の「社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表」等を参考にしてください。講師・講演依頼を計画している場合は、事前に先方とコンタクトをとり、実際にどれくらいの費用が必要かをご確認ください。標準単価との乖離が大きい場合は、協議により調整する場合もあります。
5	交通費は実費支給とのことだが、例えば、協力者に一律1000円を渡すことはできるか？	交通費は、実費分のみの支給です。もし、事業協力者に交通費分程度の謝礼をお渡しになるならば、謝礼金とした方がよいです。但し、謝礼を支払う際は、原則所得税が発生します。
6	物品の運搬に車を利用した場合は、費用を計上することは可能か？	団体スタッフ等が車を出した際の運転代は「謝礼金等」で計上することは可能です。
7	団体スタッフが運搬のために車を出した場合の謝礼金はどのくらいか？	実費支給の範囲（使用した燃料料金を超えない範囲）で計上してください。
8	消耗品で飲食物の購入は可能か？	通常、飲食物は受益者負担となるため、消耗品としての購入はできません。

9	消耗品で、教材や資料代を充てることは可能か？	講座などで教材・資料として使用するものについて、既存の教材等を購入して使う場合、講座終了後も受講者の所有となるものであれば、原則的には受益者負担となります。オリジナル作成の資料を印刷する費用であれば、印刷製本費に計上することは可能です。
10	保険の種類などがよくわからないが、どういった場合にどんな保険をかけることを想定しているか？	例えば、雇用したスタッフやアルバイト、お手伝いのボランティアが作業等で怪我した時などの対応として「ボランティア保険」、一般の参加者全般の傷害や賠償を扱う「行事保険」などがあります。詳しくは、保険会社などにご確認ください。なお、社会福祉協議会が提供しているボランティア保険もあります。

●負担金支出の手続きについて

No.	質問	回答
1	市の負担金はいつ、どのようにもらえるのか？	負担金については、第2次審査合格後、協働する所管課と協定締結した後に、概算払いで団体の口座に振り込みます。負担金は補助金とは異なり、協定で定めた負担内容の範囲（費目）でのみ使用可能とします。また、事業実施後は速やかに精算を行い、余剰金は戻入していただく必要があります。
2	負担内容の範囲（費目）は、いつどのように決めるのか？	1次審査（要件審査）合格後から2次審査前までに、提案団体と協働する所管課の間で協議を行い、負担金を支出する費目を決めてください。
3	精算とは、どのようなことか？	事業終了後に、団体側で収支報告書（決算報告書）を作成していただきます。団体の会計管理者が作成した報告書を団体の会計監査員に精査・確認していただき、支出の証拠書類（領収書やレシートなど）を合わせて区に提出していただきます。合わせて、余剰金がある場合は戻入していただき、精算完了となります。
4	支出の証拠書類として全てレシートが必要か？交通費の証拠書類はどうしたらよい？	基本的にレシートがあるものは全て提出していただきます。交通費については、電車やバス等の公共交通機関に係る費用は、利用日・回数・金額・利用者等の情報をまとめた集計表に記録していただき、その集計表を証拠書類として提出してください。
5	個人名義の銀行口座でよいか？	提案事業団体としての団体名義の口座でお願いします。

●広報について

No.	質問	回答
1	区は広報としてどのような協力をしてもらえるのか？	協働事業として開始された事業についての広報（事業周知や参加者募集など）は、区が持つ広報媒体（区ホームページ、ツイッター、市政だより）による広報が可能です。チラシを作成・配布する場合は、配布先として区役所・市民館・図書館など区公共施設に配布・配架することができます。ただし、チラシを作成する場合は、あらかじめ事業予算に計上されている必要があり、予算内で作成してください。
2	広報チラシなどに記載する必要がある文言はあるか？	「令和●年度麻生区市民提案型協働事業」の文言を入れる必要があります。